

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース



旧年中は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。本年も倍旧の御高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



平成30年元旦

税理士法人 未来税務会計事務所
代表社員(熊本) 西田 尚史
代表社員(川内) 鍋 清見
外職員一同

①世界的には北朝鮮とトランプ大統領が登場しない日はない程ニュース等に報道されましたね。

国内的には安倍首相の忖度の森友学園、加計学園(どちらもモリゾバ、カケソバです)ソバ屋さんが儲かったとは聞きませんでしたか？

②平成28年4月14日、16日の熊本地震により、事務所の修繕修理が平成29年6月30日にやっと完了しました。事務所の中も落ち着きを取り戻した感じです。市内を見渡しますと、家屋等の取壊も終わって、更地が増えています。これから元の建物等が新築されますと、新しい町並みが出来上がります。まさに創造的復興になってほしいものです。

③昨年において、決算打合せ又は報告会にお伺いしますと、どの業種も人手不足に悩んでおられます。人手不足のためお店をやむなく閉店された方もいらっしゃいます。儲かる人が儲からず、コスト高になった方もおられます。色々ところで人手不足の影響が出ていますので、〈新春経済セミナー 人手不足対策〉のセミナーを別紙のように開催しますので、奮ってご参加下さいませようお願い申し上げます。

日時：平成30年1月22日(月) 13:30~17:00
(受付開始：13:00より)
会場：未来税務会計事務所 3階会議室
内容：第一部 13:30~15:30
外国人技能実習制度について
第二部 15:30~17:00
個別相談会
講師：極東経済交流協同組合 担当者様
費用：無料
※お申込みは別紙にて

④今年各種セミナーを開催したいと思っています。

- 1. 人手不足対策セミナー；前掲
- 2. 消費税セミナー；消費税は、8%→10%になった場合の農林水産業の方、食料品等の場合簡易課税ではなく原則課税にしないと大きく税負担が増加します。



この対策を対象事業者、法人等の方へ実際に計算してもらい、消費税の変更手続きを行いたいと企画しています。

⑤経営塾を開催します。経営者として学ぶべき事、儲かる経営とはどういうことか、経営者として人を雇用する場合の労務の問題他、最低限の経営者の心構え等を少人数(10人以内)でやりますので是非ご出席ください。

⑥事業承継の問題と相続税対策など(相続・承継総合センター)を行いたいと思っています。秘密裏に進めますので、悩むよりまず電話してください。所長が対応します。

⑦昨年より引き続き、地震災害等の災害損失があれば、確定申告で雑損控除が受けられる場合がありますのでお早めにご連絡下さい。

⑧ゆうゆう会で終活セミナーを致しましたが、大いに盛り上がりました。その時に話題になりました(シルバー川柳)です。お正月ご夫婦で味わってみませんか。とにかく面白いですよ。(別紙参照)

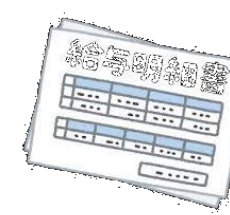


60歳になったらゆうゆう会に加入しませんか。平成30年の4月にはご夫婦でシンガポールに行けますよ。

⑨2019年5月1日 新元号は何になるのでしょうか、楽しみです。平成は今年が最後になりますので、大いに楽しみましょう。昭和は遠くへ行ったものだ。

所得拡大促進税制
平成29年4月から30年3月までに開始する事業年度の特徴

賃上げを行う企業に対するインセンティブとして、給与等支給増額額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる「所得拡大促進税制」が、平成29年4月から平成30年3月末までに開始する事業年度を対象に拡充されています。



- 平成29年4月から30年3月までに開始する事業年度の特徴
- ※中小企業の場合
- ・賃上げ率2%以上の場合；

前年度からの賃金増加分について22%の税額控除が可能
・賃上げ率が2%未満の場合；
従来通り給与等支給額の増額額の10%を税額控除

■適用要件

- ①適用年度の給与等支給の総額が基準事業年度と比べて一定割合以上増加
- ②給与等支給の総額が前年度以上
- ③平均給与等支給額が前年度を上回る

人材不足が重要な経営課題となっています。人材確保の手段として賃上げをご検討の経営者の皆様は活用をご検討ください。

居住用財産の譲渡所得の特例
居住用財産としての家屋が災害により滅失した場合

居住用財産としての家屋が災害により滅失した場合の居住用財産の判定について、原則としての法律上の取扱いはい以下の通りです。

- 本来の居住用財産(措置法31の3②)
- 一 当該個人がその居住の用に供している家屋で政令で定めるもののうち国内にあるもの
- 二 前号に掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなったもの(当該個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後三年を経過する日の属する年の一月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。)
- 三 前二号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等
- 四 当該個人の第一号に掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたならば、その年の一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。)

上記のうち災害に関するものは、四の取扱いです。ただし、一と二に関しては災害にあった場合が法律で定められていません。このうち二は通達(措通31の3-15)で次のように解釈されます。

当該居住の用に供している家屋でその居住の用に供されなくなったものが災害により滅失した場合で、その家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡したときは、上記の居住用財産に該当するものとして取扱います。この場合、家屋の所有期間の判定では、譲渡の時までその家屋を引き続き所有していたものとします。



(譲渡が家屋を居住の用に供されなくなった日(実質的には災害にあった家屋は災害にあった日)から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に行われている場合)

2018年 抱負

未来税務会計事務所 熊本事務所

- 中野 健康第一
- 岩本 日々精進
- 中満 健康に留意し、有意義な生活を送る
- 高野 お客様のニーズにこたえること！仕事を楽しむ！
- 山口 アンテナの精度を上げる
- 出 報恩謝徳
- 中山 誠心誠意努力
- 永村 お客様の業績向上の一助となる
- 荒川 未来会計コンサルタントとして結果を残せるよう努力する
- 歳嶋 仕事・家事・育児、どれも手を抜かないようにする
- 池田 “情けは人の為ならず” 常に前向きに取り組み自分の糧にする
- 片平(和) お客様の為に自分の出来る事を考え行動する
- 淵崎 新しい事へ挑戦する
- 岩本(貴) 何事も勉強、経験だと思いきつな事に挑戦していく
- 片平(希) お客様の良き相談相手となる
- 田中 知識を広げ、自分を磨き、サービスの質の向上を目指す
- 児玉 お客様に喜んでいただけるよう日々努力する
- 中山(夕) 仕事と家事・育児の両立を通して常に自分を磨く
- 渡辺 接客は丁寧に、仕事は確実に！
- 小泉 お客様のために何をすべきか、常に自問自答しながら行動する
- 尾上 仕事を速く、正確に出来るようになる！
政治経済に関心を持ち、様々な知識を身に付ける！

未来税務会計事務所 川内支店

- 竹下 P. D. C. Aの実行
- 富園 風邪ひかないように
- 梅野 本を読む
- 島川 一日一日を大切に過ごしたいと思います。
- 津曲 目配り気配り心配り、人より一歩先の行動を心掛ける。
- 上之 奮励努力
- 迫田 健康に留意し、丁寧な仕事に努めます。
- 岩元 時間を有効に使いたいと思います。

今年も無料個別相談会を開催します！

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催いたします。

日時：平成30年1月17日(水)

①11:00~12:00 ②13:00~14:00

③14:00~15:00 ④15:00~16:00

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加くださいませ。

※詳しくは別紙にて



お知らせ

【年末年始のご案内】

誠に勝手ながら、12月29日(金)~1月3日(水)まで、当事務所では年末年始の休暇を頂戴致します。

お客様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒御容赦頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

【11・12月決算法人のお客様へ】

1月は年末調整、2月は確定申告の時期となります。誠に勝手ではございますが、11・12月決算法人の方は、お早めに決算書類準備をお願い致します。

【確定申告のご準備はお早めに】

当事務所に確定申告をご依頼されるお客様は、1月末までに資料等を御準備頂き、ご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせください。

今年も宜しくお願い致します！



年賀はがきの郵便料金について

年賀はがきを52円で差し出すことができる期間は、平成29年12月15日(金)から平成30年1月7日(日)までとなります。私製はがきを使用して年賀状を差し出される場合は、12月15日から翌年1月7日までの間に限り、52円で差し出すことができますが、必ずはがき表面の見やすい位置にはっきりと「年賀」の文字を朱記してください。不足料金が出ないように注意しましょう。

年賀はがきの取り扱い 2018年の	投函	12月15日 ~1月7日	1月8日 ~15日	1月16日~
	料金	52円	62円	
	料金不足の対応	差出人に返送		差出人の住所地にある郵便局管内で投函 →差出人に返送 上記以外で投函 →送り先に配達、不足料金を請求

(日本郵便広報室への取材による)



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel : 096-368-2030 / Fax : 096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>